

国際保健規則（2005）（和文仮訳）

第1部 定義、目的及び範囲、原則及び責任のある当局

第1条 定義

1 国際保健規則（以下「IHR」又は「規則」という。）の適用上、

「影響を受けた」とは、感染した、若しくは汚染した、又は感染若しくは汚染の発生源を運ぶ人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品、郵送小包若しくは人間の遺体であって、公衆衛生上のリスクをもたらすものをいう。

「影響を受けた区域」とは、この規則に基づき WHO から保健上の措置を勧告された特定の地理的な場所をいう。

「航空機」とは、国際航行を行う航空機をいう。

「空港」とは、国際飛行を行う航空機が到着し、又は出発する全ての空港をいう。

輸送機関の「到着」とは、次のことをいう。

- (a) 海上航行の船舶については、港の特定の区域への到着又は錨泊
- (b) 航空機については、空港への到着
- (c) 国際航行中の船舶が内水航行を行う場合については、入域地点への到着
- (d) 列車又は道路走行車両については、入域地点への到着

「手荷物」とは、旅行者の身回品をいう。

「貨物」とは、輸送機関により又はコンテナで輸送される物品をいう。

「権限のある当局」とは、この規則に基づく保健上の措置の実施及び適用に責任のある当局をいう。

「コンテナ」とは、輸送用機材の一種であって次の性質を備えたものをいう。

- (a) 恒久的性質を有しており、反復使用に適するほど堅ろうであること。
- (b) 輸送の途中における詰替えなしに一又は二以上の輸送方式による物品の輸送を容

易にするため特に設計されていること。

- (c) 迅速な取扱い、特に一の輸送方式から他の輸送方式への切替えを可能にする装置が取り付けられていること。
- (d) 詰込み及び取出しが容易であるように特に設計されていること。

「コンテナ積込み区域」とは、国際交通で使用されるコンテナのために設けられた場所又は施設をいう。

「汚染」とは、感染性の病原体若しくは感染性物質又は有毒物若しくは有害物質であつて、公衆衛生上のリスクをもたらすおそれのあるものが、人若しくは動物の体表面、消費のための製品の内部若しくは表面又はその他の無機物（輸送機関を含む。）の表面に存在することをいう。

「輸送機関」とは、国際航行に使用される航空機、船舶、列車、道路走行車両その他の輸送手段をいう。

「輸送機関の運行者」とは、輸送機関を管理する自然人若しくは法人又はそれらの代理人をいう。

「乗組員」とは、輸送機関に搭乗する者であつて乗客ではないものをいう。

「除染」とは、人若しくは動物の体表面、消費のための製品の内部若しくは表面又はその他の無機物（輸送機関を含む。）の表面に存在する感染性若しくは有毒性の病原体又は物質であつて、公衆衛生上のリスクをもたらすおそれのあるものを除去するために保健上の措置をとる手続をいう。

「出発」とは、人、手荷物、貨物、輸送機関又は物品が領域から離れる行為をいう。

「ねずみ族駆除」とは、入域地点において、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、施設、物品及び郵送小包に存在する人の疾病の媒介動物となるげっ歯類を管理し、又は殺すために保健上の措置をとる手続をいう。

「事務局長」とは、世界保健機関の事務局長をいう。

「疾病」とは、その起源又は発生源にかかわらず、人に対して重大な害を与える若しくは与えるおそれのある病気又は医学的症状をいう。

「消毒」とは、化学的又は物理的な薬剤への直接の暴露により、人若しくは動物の体表面又は手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び郵送小包の内部若しくはそれらの表面に存在する感染性の病原体を管理し、又は殺すために保健上の措置をとる手続をいう。

「虫類駆除」とは、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び郵送小包に存在する人の疾病の媒介動物となる虫類を管理し、又は殺すために保健上の措置をとる手続をいう。

「事象」とは、疾病の兆候又は疾病の可能性を生じさせる出来事をいう。

「入港許可」とは、船舶については、入港し、乗降し、貨物又は用品を積み卸し、又は積み込むことの許可をいう。航空機については、着陸後に乗降し、貨物又は用品を積み卸し、又は積み込むことの許可をいう。陸上輸送車両については、到着の際に乗降し、貨物又は用品を積み卸し、又は積み込むことの許可をいう。

「物品」とは、輸送機関内で使用するものを含め、国際航行によって輸送される有形物（動植物を含む。）をいう。

「陸上通過点」とは、当事国における陸上の入域地点（道路走行車両及び列車に使用されるものを含む。）をいう。

「陸上輸送車両」とは、国際航行において陸路輸送を行うモーター付き輸送機関（列車、バス、トラック及び自動車を含む。）をいう。

「保健上の措置」とは、疾病又は汚染のまん延を予防するために適用される手続をいう。保健上の措置には、法執行又は安全保障上の措置を含まない。

「病人」とは、公衆衛生上のリスクをもたらすおそれのある身体的不調を生じた、又はそのような身体的不調により影響を受けた個人をいう。

「感染」とは、人及び動物の身体の内側における感染性の病原体の侵入及びその増大又は増殖であって、公衆衛生上のリスクをもたらすおそれがあるものをいう。

「検査」とは、公衆衛生上のリスクが存在するかどうかを判断するために権限のある当局により又は権限のある当局の監督の下で行われる区域、手荷物、コンテナ、輸送機関、

施設、物品又は郵送小包（関連データ及び書類を含む。）の検査をいう。

「国際交通」とは、人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は郵送小包の国境を越えた移動（国際取引を含む。）をいう。

「国際航行」とは、次のことをいう。

- (a) 輸送機関については、二以上の国の領域内における入域地点の間の航行又は輸送機関が航行の途中で他国の領域に接触する場合に当該接触に関連する同一の国の一又は二以上の領域内における入域地点の間の航行
- (b) 旅行者については、その者が航行を開始する領域の国以外の国の領域への入域を伴う航行

「干渉的」とは、緊密若しくは密接な接触又は質問を通じて不快感を引き起こし得ることをいう。

「侵襲的」とは、皮膚のせん刺若しくは切開若しくは身体への器具若しくは異物の挿入又は体腔の検査をいう。この規則の適用上、耳、鼻及び口の医学的検査、耳腔体温計、口腔体温計若しくは皮膚体温計を利用した体温検査又は熱画像診断、医学的検診、聴診、体外触診、検影法、尿、便若しくは唾液標本の体外的採取、体外的血圧測定並びに心電図検査は、非侵襲的と認められる。

「隔離」とは、感染又は汚染のまん延を予防するような方法により、病人若しくは汚染された人又は影響を受けた手荷物、コンテナ、輸送機関、物品若しくは郵送小包を他から分離することをいう。

「医学的検査」とは、ある者の健康状態及び他者に対する潜在的な公衆衛生上のリスクを確認するため、権限を与えられた保健に従事する者又は権限のある当局の直接の監督の下にある者により行われる仮の評価をいい、保健上の書類の審査及び個々の事案の状況において正当と認められるときは身体検査を含む。

「国内 IHR 当局」とは、当事国の管轄内におけるこの規則の実施を調整するため当事国が国内において指定し、又は設置する機関をいう。

「IHR 国家中央連絡窓口」とは、この規則に基づき WHO の IHR 連絡窓口と常に連絡を取ることができる国の中央連絡窓口であって各当事国が指定するものをいう。

「機関」又は「WHO」とは、世界保健機関をいう。

「パンデミック緊急事態」とは、感染症によって引き起こされる国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であって、次の全てに該当するものをいう。

- (i) 複数の国への及び複数の国における広範囲にわたる地理的まん延又はまん延のリスクが高いもの
- (ii) それらの国の保健制度の対応能力を超えている又は超えるリスクが高いもの
- (iii) 社会的又は経済的に重大な混乱（国際交通及び国際取引の混乱を含む。）を引き起こしている又は引き起こすリスクが高いもの
- (iv) 政府全体及び社会全体のアプローチによる迅速で衡平な、かつ、強化された協調的な国際的行動を必要とするもの

「永住」とは、関係する当事国の国内法令で定める意味を有する。

「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する全ての情報をいう。

「入域地点」とは、旅行者、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び郵送小包の国際的な出入りのための出入口並びにこれらの入域又は出域に関する役務を提供する機関及び区域をいう。

「港」とは、国際航行を行う船舶が到着し、又は出発する海港又は内水内の港をいう。

「郵送小包」とは、郵便又はクーリエ・サービスにより国際的に運ばれる宛先のある品物又は包装物をいう。

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」とは、この規則の定めるところにより、次のことが判断される異常な事象をいう。

- (i) 疾病の国際的なまん延により他国に対して公衆衛生上のリスクをもたらすこと。
- (ii) 協調した国際的な対応措置が潜在的に必要となること。

「公衆衛生上の観察」とは、疾病が伝播するリスクを判断するために長期的に旅行者の健康状態を監視することをいう。

「公衆衛生上のリスク」とは、国際的にまん延するおそれのある事象又は深刻な、かつ、直接の危険をもたらすおそれのある事象に重点を置き、集団的な人の健康に対して悪影響を及ぼすおそれのある事象が生ずる可能性をいう。

「検疫措置」とは、感染又は汚染がまん延する可能性を予防するような方法により、病気ではないが疑いのある者又は疑いのある手荷物、コンテナ、輸送機関若しくは物品の活動を制限し、又はそれらを他から分離することをいう。

「勧告」及び「勧告された」とは、この規則に基づき発出される暫定的又は恒常的な勧告をいう。

「関連保健製品」とは、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）に対応するために必要な保健製品をいい、医薬品、ワクチン、診断薬、医療機器、媒介動物防除製品、個人用保護具、除染製品、補助製品、解毒剤、細胞及び遺伝子に基づく治療法その他医療技術を含む。

「保有宿主」とは、感染性の病原体が常態的に寄生している動物、植物又は物質であって、その存在が公衆衛生上のリスクをもたらすおそれのあるものをいう。

「道路走行車両」とは、列車以外の陸上輸送車両をいう。

「科学的な証拠」とは、確立され、及び認められている科学的方法に基づき、一定水準の証明を提供する情報をいう。

「科学的な原則」とは、科学的方法を通じて判明している認められた基本的な自然の法則及び事実をいう。

「船舶」とは、海上航行又は内水航行の船舶であって国際航行を行うものをいう。

「恒常的な勧告」とは、WHO が第 16 条の規定に基づいて、進行中の特定の公衆衛生上のリスクについて発出する拘束力を有しない助言であって、疾病の国際的なまん延を予防し、又は削減するため及び国際交通の妨げとなることを最小限にするために必要となる日常的又は定期的に適用される適当な保健上の措置に関するものをいう。

「監視」とは、公衆衛生を目的とするデータの体系的かつ継続的な収集、取りまとめ及び

分析並びに必要な場合には評価及び公衆衛生上の対応のための公衆衛生上の情報の適時の提供をいう。

「疑いのある」とは、公衆衛生上のリスクにさらされている又はさらされた可能性がある」と当事国が認める人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は郵送小包であつて、疾病のまん延の発生源になる可能性があることをいう。

「暫定的な勧告」とは、WHO が第 15 条の規定に基づき発出する拘束力を有しない助言であつて、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に対し、疾病の国際的なまん延を予防し、又は削減するため及び国際交通の妨げとなることを最小限にするために時限的に特定の危険に応じ適用されるものをいう。

「一時滞在」とは、関係する当事国の国内法令で定める意味を有する。

「旅行者」とは、国際航行を行う自然人をいう。

「媒介動物」とは、通常は公衆衛生上のリスクをもたらす感染性の病原体を運ぶ虫類その他の動物をいう。

「検証」とは、当事国の領域内で発生した事象の状況を確認するため当該当事国が WHO に対し情報を提供することをいう。

「WHO の IHR 連絡窓口」とは、IHR 国家中央連絡窓口が常に連絡可能な WHO 内の部局をいう。

2 別段の定めがある場合又は文脈により別段の決定を行う場合を除くほか、この規則というときは、この規則の附属書が含まれる。

第 2 条 目的及び範囲

この規則は、公衆衛生上のリスクに相応し、かつ、公衆衛生上のリスクに限定される方法であつて、国際交通及び国際取引の不必要な妨げとなることを回避するものにより、疾病の国際的なまん延を予防し、これに備え、これから防護し、これを管理し、及び疾病の国際的なまん延への公衆衛生上の対応を提供することを目的及び対象範囲とする。

第3条 原則

- 1 この規則の実施は、人々の尊厳、人権及び基本的自由を完全に尊重して行い、衡平及び連帯を促進するものでなければならない。
- 2 この規則の実施は、国際連合憲章及び世界保健機関憲章を指針として行う。
- 3 この規則の実施は、疾病の国際的なまん延から世界の全ての人々を保護するためにこの規則を普遍的に適用するという目標を指針として行う。
- 4 いずれの国も、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の保健政策に基づいて法令を制定し、及び実施する主権的権利を有する。その際、いずれの国もこの規則の目的を支持すべきである。

第4条 責任のある当局

- 1 各当事国は、自国の国内法令及び状況に従い、国内 IHR 当局及び IHR 国家中央連絡窓口としての役割を果たす一又は二の機関並びに自国の管轄内でこの規則に基づく保健上の措置の実施に責任のある当局を指定し、又は設置する。
 - 1 の二 国内 IHR 当局は、当事国の管轄内におけるこの規則の実施を調整する。
 - 2 IHR 国家中央連絡窓口は、3 に規定する WHO の IHR 連絡窓口と常に連絡を取ることができるようにする。IHR 国家中央連絡窓口の任務には、次のことを含む。
 - (a) WHO の IHR 連絡窓口に対し、自国についてのこの規則の実施に関する緊急の連絡として特に第6条から第12条までに基づくものを送付すること。
 - (b) 自国の行政上の関連部門（監視及び報告に責任を有する部門、入域地点、公衆衛生サービス、診療所並びに病院その他の政府機関を含む。）に情報を周知し、及び当該関連部門からの意見を取りまとめること。
 - 2 の二 当事国は、適当な場合には、国内の立法上及び行政上の制度を調整することを含め、1、1 の二及び2の規定を実施するための措置をとる。
 - 3 WHO は、IHR 連絡窓口を指定し、当該連絡先は各国の IHR 国家中央連絡窓口と常に連絡を取ることができるようにする。WHO の IHR 連絡窓口は、関係する当事国の IHR 国家中央

連絡窓口に対し、この規則の実施に関する緊急の連絡（特に第 6 条から第 12 条までに基づくもの）を送付する。WHO は、本部又は機関の地域拠点を WHO の IHR 連絡窓口に指定することができる。

4 当事国は、WHO に対し自国の国内 IHR 当局及び IHR 国家中央連絡窓口の連絡先の詳細を提供する。WHO は、当事国に対して WHO の IHR 連絡窓口の連絡先の詳細を提供する。これらの連絡先の詳細は、継続的に更新し、及び毎年確認する。WHO は、これらの連絡先の詳細を全ての当事国が利用できるようにする。

第 2 部 情報及び公衆衛生上の対応

第 5 条 監視

1 各当事国は、この規則が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも 5 年以内に、附属書 1 第 A 部の規定に従い、この規則に従って事象を予防し、検知し、評価し、通報し、及び報告するための中核的能力を構築し、強化し、及び維持する。

2 当事国は、附属書 1 の 2 に規定する評価の後、正当なニーズ及び実施計画に基づく WHO への報告により、1 に規定する義務を履行するための 2 年間の延長を得ることができる。当事国は、例外的な状況において、かつ、新たな実施計画により裏付けられる場合には、事務局長に対して 2 年を超えない範囲で追加的な延長を求めることができる。事務局長は、第 50 条の規定に従い設置される委員会（以下「検討委員会」という。）の技術的な助言を考慮して決定を行う。1 に規定する期間の後、延長を認められた当事国は、WHO に対し完全な実施に向けた進捗状況を毎年報告する。

3 WHO は、要請に基づき、当事国が 1 に規定する中核的能力を構築し、強化し、及び維持することを支援する。

4 WHO は、その監視活動を通じて事象に関する情報を収集し、並びにそれらの事象が疾病の国際的なまん延をもたらす可能性及び国際交通の妨げとなる可能性について評価する。WHO がこの 4 に基づき WHO が受領した情報は、適当な場合には、第 11 条及び第 45 条の規定に従って扱われる。

第 6 条 通報

1 各当事国は、附属書 2 の決定手続を用いて、自国の領域内で発生した事象について評

価する。各当事国は、利用することができる最も効率的な伝達手段により、IHR 国家中央連絡窓口を通じ、かつ、公衆衛生上の情報の評価から 24 時間以内に、WHO に対し、自国の領域における事象であって国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当するおそれのある全てのものを当該決定手続に従い当該事象に対し実施される保健上の措置とともに通報する。WHO は、受領した通報に国際原子力機関(IAEA) その他政府間機関の権限に属する事項が含まれる場合には、第 14 条 1 の規定に従い直ちに IAEA に通報するものとし、又は適当なときは他の権限のある政府間機関に通報する。

2 当事国は、通報の後 WHO に対し、通報した事象に関する入手可能な公衆衛生上の情報（可能な場合には、症例の定義、検査分析の結果、リスクの発生源及び種類、症例数及び死亡数、疾病のまん延に影響する条件並びに実施された保健上の措置を含む。）であって適時の、正確かつ十分に詳細なものを引き続き伝達する。当事国は、また、必要な場合には、潜在的な国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態への対応の際に直面する困難及び必要となる支援について報告する。

第 7 条 予想外の又は特異な公衆衛生上の事象における情報の共有

当事国は、その起源又は発生源にかかわらず、自国の領域内における予想外の又は特異な公衆衛生上の事象であって、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当するおそれのあるものの証拠がある場合には、WHO に対し、関連する全ての公衆衛生上の情報を提供する。この場合には、前条の規定が全面的に適用される。

第 8 条 協議

当事国は、第 6 条に規定する通報を要しない事象（特に決定手続を完了するための入手可能な情報が十分に存在しないもの）が自国の領域内で発生した場合においても、IHR 国家中央連絡窓口を通じ、WHO に対して当該事象について継続的に連絡し、及び適切な保健上の措置について WHO と適時に協議すべきである。その連絡は、第 11 条 2 から 4 までの規定に従って取り扱われる。自国の領域内で事象が発生した当事国は、WHO に対し、自国が入手した疫学的証拠についての評価に当たり支援を要請することができる。

第 9 条 その他の報告

1 WHO は、通報又は協議以外の出所からの報告を考慮することができるものとし、それらの報告を確立された疫学上の原則により評価した後、自国の領域内で事象が発生していると申し立てられた当事国に対し当該事象に関する情報を伝達する。WHO は、それらの報告

に基づく行動をとる前に、次条に規定する手続に従い、自国の領域内で事象が発生していると申し立てられた当事国と協議し、及び当該当事国から検証を得よう努める。WHO はこのため、受領した情報を当事国が利用できるようにし、十分に正当と認められる場合に限り情報の出所についての秘密を維持することができる。この情報は、第 11 条に規定する手続に従い使用する。

2 当事国は、自国の領域外で確認された疾病の国際的なまん延をもたらすおそれのある公衆衛生上のリスクに関する証拠であって、次のものの輸出入により判明したものについて、実行可能な限り、証拠の入手から 24 時間以内に WHO に通報する。

- (a) 人の症例
- (b) 感染又は汚染を運ぶ媒介動物
- (c) 汚染された物品

第 10 条 検証

1 WHO は、前条の規定に従い、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当するおそれのある事象が自国の領域内で発生していると申し立てられた当事国に対し、通報又は協議以外の出所からの報告の検証を要請する。この場合には、WHO は、関係する当事国に対し、検証を求める報告について通報する。

2 各当事国は、WHO から要請があった場合には、1 及び前条の規定に従って検証し、及び次のことを行う。

- (a) 24 時間以内に、WHO の要請に対する最初の応答又は WHO の要請の受領確認を提出すること。
- (b) 24 時間以内に、WHO の要請において言及される事象の状況について入手可能な公衆衛生上の情報を提供すること。
- (c) 第 6 条の規定に基づく評価に関する情報（同条に規定する関連情報を含む。）を WHO に提供すること。

3 WHO は、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当するおそれのある事象に関する情報を受領した場合には、疾病の国際的なまん延の可能性、国際交通に生じ得る妨げ及び管理上の措置の妥当性についての評価に関し、関係する当事国に対し協力することを申し出る。その活動には、他の基準設定機関との協力並びに国内当局による現場での評価の実施及び調整を支援するための国際的な援助の動員の申出を含めることができる。WHO は、当事国から要請があった場合には、申出を裏付ける情報を提供する。

4 WHO は、当事国が協力の申出を受け入れない場合であっても、公衆衛生上のリスクの重大性から正当と認められるときは、関係する当事国の見解を考慮した上で、当該関係する当事国に対し WHO からの協力の申出を受け入れるよう促しつつ、WHO が入手可能なその事象に関する情報を他の当事国に共有すべきである。

第 11 条 WHO による情報の提供

1 WHO は、2 の規定に従うことを条件として、可能な限り速やかに、かつ、利用することができる最も効率的な手段により、秘密のものとして、全ての当事国及び適当な場合には関係する政府間機関に対し、第 5 条から前条までの規定に従い受領した公衆衛生上の情報であって当事国による公衆衛生上のリスクへの対応を可能とするために必要なものを送付する。WHO は、他の当事国に対し、同様の事態の発生を予防するための助けになり得る情報を伝達すべきである。

2 WHO は、この規則に基づき検証、評価及び支援を行うために、第 6 条、第 8 条及び第 9 条 2 の規定に従い受領した情報を利用するものとし、並びにこれらの規定により当事国との間で別段の合意がある場合を除くほか、次のいずれかのときまで、当該情報を他の当事国に対し一般的に利用可能なものとしない。

- (a) 次条の規定に従って、事象が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）に該当すると判断されるとき。
- (b) WHO が感染又は汚染の国際的なまん延を裏付ける情報を確立された疫学上の諸原則に従って確認したとき。
- (c) 次のいずれかについての証拠があるとき。
 - (i) 汚染、疾病の原因、媒介動物又は保有宿主の性質のため国際的なまん延に対する管理上の措置が成功する可能性が乏しいこと。
 - (ii) 当事国が疾病の更なるまん延を予防するために必要な措置を実施するための十分な運用上の能力を欠いていること。
- (d) 感染又は汚染により影響を受ける可能性のある旅行者、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は郵送小包の国際的な移動の性質及び範囲のため、国際的な管理上の措置の適用が直ちに必要とされるとき。

3 WHO は、この条の規定に基づいて情報を利用可能なものとするについて、自国の領域内で事象が発生している当事国と協議する。

4 WHO は、2 の規定に基づいて受領した情報が当事国に対し利用可能なものである場合に

において、既に同一の事象に関する他の情報が公に利用可能なものとなっており、かつ、権威のある、及び独立した情報の提供についてニーズがあるときは、受領した情報を公にも利用可能なものとすることができる。

第 12 条

国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）の判断

- 1 事務局長は、受領した情報（特に自国の領域内で事象が発生している当事国からの情報）に基づき、この規則に定める基準及び手続に従って、事象が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（適当な場合にはパンデミック緊急事態を含む。）に該当するかどうかを判断する。
 - 2 事務局長は、この規則の下での評価に基づき、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が発生していると認める場合には、その仮の判断について自国の領域内で事象が発生している当事国と協議する。事務局長は、事務局長と当事国との間で当該判断について同意する場合には、第 49 条に定める手続に従い、第 48 条の規定に基づき設置される委員会（以下「緊急委員会」という。）に対し適切な暫定的な勧告に関する見解を求める。
 - 3 2 に規定する協議の後、事象が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当するかどうかについて事務局長と自国の領域内でその事象が発生している当事国との間で 48 時間以内に意見の一致に至らなかった場合には、第 49 条に定める手続に従って判断される。
 - 4 事務局長は、事象が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（適当な場合にはパンデミック緊急事態を含む。）に該当するかどうかを判断するに当たり、次のものを検討する。
 - (a) 当事国から提供された情報
 - (b) 附属書 2 に定める決定手続
 - (c) 緊急委員会の助言
 - (d) 科学的な原則及び利用可能な科学的な証拠その他関連する情報
 - (e) 人の健康に対するリスク、疾病の国際的なまん延のリスク及び国際交通の妨げとなるリスクについての評価
- 4 の二 事務局長は、事象が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当すると判断する場合には、4 に定める事項を考慮した上で、当該国際的に懸念される公衆衛生上の緊

急事態がパンデミック緊急事態にも該当するかどうかについて更に判断する。

5 事務局長は、4(a)、(c)、(d)及び(e)に定める事項を考慮した上で、かつ、自国の領域内で国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）が発生した当事国と協議した後、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）について、第1条に規定する関連の定義を満たさなくなったため終了したと認める場合には、第49条に定める手続に従い決定する。

第13条 関連保健製品への衡平な取得の機会を含む公衆衛生上の対応

1 各当事国は、この規則が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも5年以内に、附属書1第A部に規定するところにより、ぜい弱かつ人道的に懸念される状況にある者を含め、公衆衛生上のリスク及び国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）を予防し、これに備え、及び迅速かつ効果的に対応するための中核的能力を構築し、強化し、及び維持する。WHOは、加盟国と協議し、当事国による公衆衛生上の対応に係る中核的能力の構築を支援するための指針を公表する。

2 当事国は、附属書1の2に規定する評価の後、正当なニーズ及び実施計画に基づくWHOへの報告により、1に規定する義務を履行するための2年間の延長を得ることができる。当事国は、例外的な状況において、かつ、新たな実施計画により裏付けられる場合には、事務局長に対して2年を超えない範囲で追加的な延長を求めることができる。事務局長は、検討委員会の技術的な助言を考慮して決定を行う。1に規定する期間の後、延長を認められた当事国は、WHOに対し完全な実施に向けた進捗状況を毎年報告する。

3 WHOは、当事国からの要請に基づき又は当事国がWHOの申出を承諾した後、技術的な指針及び援助を提供すること並びに実施される管理上の措置の効果について評価をすること（必要に応じ、現場での支援のために国際的な専門家チームを動員することを含む。）により、公衆衛生上のリスク及び事象への対応のため協力する。

4 WHOは、前条の規定に基づき関係する当事国と協議した上で国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）が発生していると判断する場合には、当該当事国に対し、3に規定する支援に加え、追加的な援助（国際的なリスクの重大性及び管理上の措置の妥当性についての評価を含む。）を申し出ることができる。その協力には、国内当局による現場での評価の実施及び調整を支援するための国際的な援助の動員の申出を含めることができる。WHOは、当事国から要請があった場合には、その申出を裏付ける情報を提供する。

5 当事国は、WHO から要請があった場合には、可能な限り WHO が調整する対応活動への援助を提供すべきである。

6 WHO は、要請があった場合には、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）により影響を受けた又は受けるおそれのある他の当事国に対し、適切な指針及び援助を提供する。

7 WHO は、当事国の要請に基づき、又は WHO の申出を承諾した後、当事国を支援するとともに、前条の規定に基づき国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）が判断された後、当該緊急事態の期間における国際的な対応に係る活動を調整する。

8 WHO は、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）が判断された後及び当該緊急事態の期間中、公衆衛生上のリスク及びニーズに基づき、当事国による関連保健製品に対する適時の、かつ、衡平な取得の機会を促進するとともに障害を取り除くよう努力する。事務局長はこのため、次のことを行う。

- (a) 公衆衛生上のニーズ及び公衆衛生上の対応のための関連保健製品の入手可能性及び利用の容易性（費用が妥当なものであることを含む。）の評価を実施し、並びに定期的に見直し、及び更新すること。当該評価を公表すること。第 15 条から第 18 条まで及び第 49 条の規定に基づき勧告を発出し、修正し、延長し、又は終了する際に利用可能な評価を考慮すること。
- (b) WHO が調整する仕組みを利用し、又は当事国との協議により必要に応じそのような仕組みの設置を促進し、並びに適当な場合には、公衆衛生上のニーズに基づく関連保健製品への適時の、かつ、衡平な取得の機会を促進する他の配分及び流通の仕組み並びにネットワークと連携すること。
- (c) 当事国の要請に基づき、第 2 条の規定に従うことを条件として、かつ、関連する国際法に従って、適当な場合には、WHO が調整する関連するネットワーク及び仕組み並びに他のネットワーク及び仕組みを通じ、関連保健製品の生産を拡大し、及び地理的に多様化させることを支援すること。
- (d) 当事国の要請に基づき、当該要請から 30 日以内に、製造業者が WHO に承認のため提出し、及び当該製造業者が同意した場合には、当該当事国による規制上の評価及び承認を促進するため特定の関連保健製品の製品に関する書類を当該当事国と共有すること。
- (e) 当事国の要請に基づき、適当な場合には、(c) の規定に従い、WHO が調整する関連す

るネットワーク及び仕組み並びに他のネットワーク及び仕組みを通じ、研究開発を促進するとともに高品質で安全かつ効果的な関連健康製品の現地生産を強化するため、また、この規定の完全な実施に関連する他の措置を促進するために当事国を支援すること。

9 当事国は、5 及び第 44 条 1 の規定に従い、かつ、他の当事国又は WHO の要請に基づき、関係法令及び利用可能な資源に従うことを条件として協力し、及び相互に援助し、並びに WHO が調整する対応活動を支援する。これらの活動には、次の事項を通じたものを含む。

- (a) WHO がこの条に規定する行動を実施することを支援すること。
- (b) 管轄範囲において、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）に対応するため関連保健製品への衡平な取得の機会を促進する活動を行っている関連の利害関係者に関与し、及びその活動を奨励すること。
- (c) 適当な場合には、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）の間、関連保健製品への衡平な取得の機会の促進に関連する当該関連保健製品の研究開発の関連契約条件を利用可能にすること。

第 14 条 WHO と政府間機関及び国際団体との協力

1 WHO は、この規則の実施に当たり、適当な場合には、その活動について他の権限のある政府間機関又は国際団体と協力し、及び調整する（協定その他これに類する取決めの締結を通じたものを含む。）。

2 WHO は、事象の通報若しくは検証又は事象への対応が主に他の政府間機関又は国際団体の権限の範囲内にある場合には、公衆衛生の保護のために十分な措置が適用されることを確保するため、WHO の活動について当該組織又は当該団体と調整する。

3 1 及び 2 の規定にかかわらず、この規則のいかなる規定も、WHO が公衆衛生上の目的のために助言、支援又は技術的援助その他の援助を提供することを妨げ、又は制限するものではない。

第3部 勧告

第15条 暫定的な勧告

1 事務局長は、第12条の規定に基づき国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）が発生していると判断した場合には、第49条に規定する手続に従い暫定的な勧告を発出する。暫定的な勧告は、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）が終了したと判断された時（その時において、事態の再発の予防又は迅速な検知のため必要に応じ他の暫定的な勧告を発出することができる。）の後を含め、適当な場合には、修正し、又は延長することができる。

2 暫定的な勧告には、パンデミック緊急事態を含む国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に直面している当事国又は他の当事国が、疾病の国際的なまん延を予防し、又は削減するため及び国際交通の不必要な妨げを回避するために、人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品（関連保健製品を含む。）又は郵送小包に関して実施する保健上の措置を含む。

2 の二 事務局長は、暫定的な勧告の発出、修正又は延長を当事国に通報する場合には、関連保健製品の取得の機会及び配分に関し WHO が調整する仕組み並びに他の配分及び流通の仕組み及びネットワークについて利用可能な情報を提供すべきである。

3 暫定的な勧告は、第49条に規定する手続に従いいつでも終了することができるものとし、また、その発出から3箇月の後自動的に効力を失う。暫定的な勧告は、修正し、又は3箇月を上限として追加的な期間を延長することができる。暫定的な勧告は、当該暫定的な勧告が関連する国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）が判断された後2回目の世界保健総会を超えて継続することができない。

第16条 恒常的な勧告

1 WHO は、第53条の規定に基づき、日常的又は定期的に適用されるものとして、適切な保健上の措置に関する恒常的な勧告を行うことができる。当事国は、疾病の国際的なまん延を予防し、又は削減するため及び国際交通の不必要な妨げを回避するため、進行中の特定の公衆衛生上のリスクに対し、人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品（関連保健製品を含む。）又は郵送小包について当該措置を適用することができる。WHO は、適当な場合には、第53条の規定に基づき恒常的な勧告を修正し、又は終了することができる。

2 事務局長は、恒常的な勧告の発出、修正又は延長を当事国に通報するときは、関連保健製品の取得の機会及び配分に関し WHO が調整する仕組み並びに他の配分及び流通の仕組み及びネットワークについて利用可能な情報を提供すべきである。

第 17 条 勧告の基準

事務局長は、暫定的又は恒常的な勧告を発出し、修正し、又は終了する場合には、次の全ての事項を考慮する。暫定的な勧告については、次の事項のうち(e)及び(f)についての事務局長の考慮は、緊急の場合により制限の対象となることがある。

- (a) 直接関係する当事国の見解
- (b) 状況に応じ、緊急委員会又は検討委員会の助言
- (c) 科学的な原則並びに入手可能な科学的な証拠及び情報
- (d) 状況に適したリスク評価に基づく保健上の措置であって、健康の保護の適切な水準を達成し得る合理的に利用可能な代替措置よりも国際交通及び国際取引にとってより制限的でなく、また、人に対してより侵襲的ではないもの
 - (d の二) 関連保健製品の入手可能性及び利用の容易性
- (e) 関連する国際的な基準及び文書
- (f) 他の関連する政府間機関及び国際団体が行う活動
- (g) 事象に関連する他の適切かつ具体的な情報

第 18 条 人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び郵送小包に関する勧告

1 WHO が当事国に対して発出する勧告のうち人に関するものには、次のことを助言として含めることができる。

- 特定の保健上の措置については勧めないこと。
- 影響を受けた区域における旅行の履歴を検討すること。
- 医学的検査及び検査分析の証明を検討すること。
- 医学的検査を要求すること。
- 予防接種その他予防法の証明を審査すること。
- 予防接種その他予防法を要求すること。
- 疑いのある者を公衆衛生上の観察の下に置くこと。
- 疑いのある者に対し検疫措置その他の保健上の措置を実施すること。
- 必要に応じ、影響を受けた者に対し隔離及び処置を実施すること。
- 疑いのある者又は影響を受けた者の接触について追跡を行うこと。
- 疑いのある者及び影響を受けた者の入域を拒否すること。

- － 影響を受けていない者による影響を受けた区域への入域を拒否すること。
- － 影響を受けた区域から出る者に対する出域審査又は制限を実施すること。

2 WHO が当事国に対して発出する勧告のうち手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び郵送小包に関するものには、次のことを助言として含めることができる。

- － 特定の保健上の措置については勧めないこと。
- － 積荷目録及び輸送経路を検討すること。
- － 検査を実施すること。
- － 感染又は汚染を除去するため出発時又は輸送中に行われた措置の証明を検討すること。
- － 手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品、郵送小包又は人間の遺体に対し感染又は汚染（媒介動物及び保有宿主を含む。）を除去するための処置を実施すること。
- － 人間の遺体の安全な取扱い及び輸送を確保するために特定の保健上の措置を利用すること。
- － 隔離又は検疫措置を実施すること。
- － 利用可能な処置又は処理が成功しない場合には、管理された状況の下で感染若しくは汚染した又はこれらの疑いのある手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は郵送小包を押収し、及び破壊すること。
- － 出発又は入域を拒否すること。

3 WHO が当事国に対して発出する勧告は、適当な場合には、次の事項について考慮しなければならない。

- (a) 特に医療従事者、介護従事者及び生命の危機又は人道的状況にある者の国際的な渡航を容易にする必要性。この規定は、第 23 条の規定を妨げるものではない。
- (b) 関連保健製品及び食品を含む国際的なサプライチェーンを維持する必要性。

第 4 部 入域地点

第 19 条 一般的義務

各当事国は、この規則に基づく他の義務に加え、次のことを行う。

- (a) 指定した入域地点に関する附属書 1 第 B 部に規定する中核的能力を第 5 条 1 及び第 13 条 1 に定める期間内に構築することを確保すること。
- (b) 自国の領域内の指定された各入域地点における権限のある当局を明らかにするこ

と。

- (c) 特定の潜在的な公衆衛生上のリスクに対応するために要請された場合には、自国の入域地点における疾病の国際的なまん延をもたらし得る感染又は汚染の発生源（媒介動物及び保有宿主を含む。）の関連データを実行可能な限り WHO に提出すること。

第 20 条 空港及び港

- 1 当事国は、附属書 1 第 B 部に規定する中核的能力を構築する空港及び港を指定する。
- 2 当事国は、第 39 条に定める要件及び附属書 3 に定める様式に従って船舶衛生管理免除証明書及び船舶衛生管理証明書を発行することを確保する。
- 3 各当事国は、次のことを行う権限を付与した港のリストを WHO に送付する。各当事国は、リストに掲載された港の地位に変更があった場合には、WHO に通報する。WHO は、この 3 に基づき受領した情報を公表する。
 - (a) 船舶衛生管理証明書の発行並びに附属書 1 及び附属書 3 に規定する業務の提供
 - (b) 船舶衛生管理免除証明書のみ発行
 - (c) 船舶衛生管理免除証明書を受領することができる港に船舶が到着するまでの同証明書の 1 箇月間の延長
- 4 WHO は、関係する当事国から要請があった場合には、適切な調査を行った後、当該当事国の領域内の空港又は港が 1 及び 3 に規定する要件を満たしていることを証明するよう措置をとることができる。その証明は、当該当事国と協議した上で、WHO による定期的な審査の対象とすることができる。
- 5 WHO は、権限のある政府間機関及び国際団体と協力して、この条に規定する空港及び港に対する証明の指針を策定し、及び公表する。WHO は、証明を受けた空港及び港のリストについても公表する。

第 21 条 陸上通過点

- 1 当事国は、公衆衛生上の理由により正当と認められる場合には、次のことを考慮に入れ、附属書 1 第 B 部に規定する中核的能力を構築する陸上通過点を指定することができる。

- (a) 指定される可能性がある当事国の陸上通過点における他の入域地点と比較した各種の国際交通の量及び頻度
- (b) 国際交通の起点となる、又は特定の陸上通過点に到着する前に通過する区域に存在する公衆衛生上のリスク

2 国境を接する当事国は、次のことを検討すべきである。

- (a) 第 57 条の規定に基づき、陸上通過点における疾病の国際的伝播の予防又は管理に関する二国間又は多数国間の協定又は取決めに締結すること。
- (b) 1 の規定に基づき、附属書 1 第 B 部に規定する中核的能力について隣接する陸上通過点を共同で指定すること。

第 22 条 権限のある当局の役割

1 権限のある当局は、次のことを行う。

- (a) 影響を受けた区域から出発し、及び到着する手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品、郵送小包及び人間の遺体が感染又は汚染の発生源（媒介動物及び保有宿主を含む。）を有しない状態を維持するよう監視することについて責任を負うこと。
- (b) 実行可能な限り、入域地点において旅行者が使用する施設を衛生的な状態に維持し、及び感染又は汚染の発生源（媒介動物及び保有宿主を含む。）を有しないよう保持することを確保すること。
- (c) この規則に基づき適当な場合には、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品、郵送小包及び人間の遺体に対するねずみ駆除、消毒、虫類駆除若しくは除染又は人に対する衛生上の措置を監督することについて責任を負うこと。
- (d) 可能な限り十分事前に、輸送機関の運行者に対し輸送機関に管理上の措置を適用することについて通知し、及び可能な場合には、実施する方法に関する情報を書面により提供すること。
- (e) 汚染した水又は食品、人又は動物の排泄物、廃水及び他の汚染した物質を輸送機関から除去し、及び安全に廃棄することの監督について責任を負うこと。
- (f) 汚水、廃物、バラスト水及び他の潜在的に疾病を引き起こす可能性のある物質であって港、河川、運河、海峡、湖その他国際水路の水を汚染し得るものの船舶からの排出を監視し、及び管理するために、この規則に適合する全ての実行可能な措置をとること。
- (g) 入域地点における旅行者、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品、郵送小包

及び人間の遺体に関する役務（必要な場合には検査及び医学的検査の実施を含む。）の役務提供者を監督することについて責任を負うこと。

- (h) 予想外の公衆衛生上の事象に対処するための効果的な緊急時対応の仕組みを有すること。
- (i) この規則に従ってとられる関連する公衆衛生上の措置について IHR 国家中央連絡窓口と連絡を取ること。

2 影響を受けた区域から到着する旅行者、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品、郵送小包及び人間の遺体に関し WHO が勧告する保健上の措置は、当該影響を受けた区域からの出発時に適用された措置が不成功であったという検証可能な兆候又は証拠を有する場合には、到着時に再適用することができる。

3 虫類駆除、ねずみ族駆除、消毒、除染その他の衛生上の手続は、人への害が生じないよう、及び可能な限り人を不快にしないように、又は公衆衛生に影響を及ぼす方法で環境に損害を与えないように、又は手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び郵送小包が破損しないように実施する。

第5部 公衆衛生上の措置

第1章 一般規定

第23条 到着時及び出発時の保健上の措置

- 1 当事国は、適用可能な国際協定及びこの規則の関連する規定に従うことを条件として、公衆衛生上の目的のため、到着時又は出発時に次のものを要求することができる。
 - (a) 旅行者に関しては、次のいずれかのもの
 - (i) 旅行者に連絡を取るための当該旅行者の目的地に関する情報
 - (ii) 到着の前に影響を受けた区域若しくはその近隣に旅行したかどうか又は感染若しくは汚染と接触した可能性があるかどうかを確認するための旅行者の旅程に関する情報及びこの規則に基づき要求される場合には、当該旅行者の保健上の書類の検討
 - (iii) 公衆衛生上の目的を達成し得る限り干渉的でない非侵襲的な医学的検査
 - (b) 手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品、郵送小包及び人間の遺体の検査
- 2 当事国は、1に規定する措置又は他の手段により得られた公衆衛生上のリスクに関する証拠に基づき、この規則に従って、特に疑いのある又は影響を受けた旅行者に対し、個々

の場合に応じ、できる限り干渉的でなく、また、侵襲的ではない医学的検査であって疾病の国際的なまん延を予防するという公衆衛生上の目的を達成し得る追加的な保健上の措置を適用することができる。

3 この規則に基づく医学的検査、予防接種、予防法又は保健上の措置は、第 31 条 2 に規定する場合を除くほか、旅行者又はその父母若しくは保護者による明示的な事前の同意がない限り、また、当事国の法令及び国際的な義務に従うものでない限り、旅行者に対して実施しない。

4 この規則に従って予防接種又は予防法を受ける旅行者又はその父母若しくは保護者は、当事国の法令及び国際的な義務に従って、予防接種を行うこと又は行わないことに伴うリスク及び予防法を利用すること又は利用しないことに伴うリスクを通知される。当事国は、自国の法令に従って、これらの要件を医師に通知する。

5 あらゆる医学的検査、医学的手続、予防接種その他予防法であって疾病が伝播するリスクを伴うものは、そのリスクを最小限に抑えるため、確立した国内の又は国際的な安全指針及び安全規準に従ってのみ、旅行者に対して実施され、又は運用される。

第 2 章 輸送機関及び輸送機関の運行者に関する特別規定

第 24 条 輸送機関の運行者

1 当事国は、輸送機関の運行者が次のことを行うことを確保するため、この規則に適合する全ての実行可能な措置をとる。

- (a) WHO が勧告し、自国が採用した保健上の措置に従うこと（輸送機関内及びその乗降時において適用されるものを含む。）。
- (b) 旅行者に対して WHO が勧告し、自国が採用した保健上の措置を通知すること（輸送機関内及びその乗降時において適用されるものを含む。）。
- (c) 運行者が責任を有する輸送機関が感染又は汚染の発生源（媒介動物及び保有宿主を含む。）を有しないことを常に保持すること。感染又は汚染の発生源の証拠が発見された場合には、感染又は汚染の発生源を管理するための措置の適用を要請することができる。

2 この条に基づく輸送機関及び輸送機関の運行者に関する特別規定は、附属書 4 に定める。媒介動物によって媒介される疾病に関し輸送機関及び輸送機関の運行者に適用される特別

の措置は、附属書 5 に定める。

第 25 条 通過中の船舶及び航空機

当事国は、第 27 条及び第 43 条の規定が適用される場合又は適用可能な国際協定により認められる場合を除くほか、次のものに対しては保健上の措置を適用しない。

- (a) 影響を受けた区域から来ているのではない船舶であって、他国の領域内の港に向かう航行中に自国の領域内の海上の運河又は水路を通過するもの。当該船舶は、権限のある当局の監督の下で燃料、水、食糧及び需品を積み込むことを許可される。
- (b) 自国の管轄内の水域を通過する船舶であって、港又は沿岸に寄航しないもの
- (c) 自国の管轄内の空港を通過中の航空機。ただし、当該航空機について空港の特定の区域に制限し、乗降又は積卸し及び積込みを行わせないことができる。もつとも、当該航空機は、権限のある当局の監督の下で燃料、水、食糧及び需品を積み込むことを許可される。

第 26 条 通過中の民用トラック、列車及びバス

保健上の措置は、次条及び第 43 条の規定が適用される場合又は適用可能な国際協定により認められる場合を除くほか、影響を受けた区域から来ているのではない民用のトラック、列車又はバスであって、乗降、積卸し又は積込みを行わずに領域を通過するものには適用されない。

第 27 条 影響を受けた輸送機関

1 権限のある当局は、輸送機関内で公衆衛生上のリスクの事実又は証拠（感染及び汚染の発生源を含む。）に基づく臨床的兆候又は臨床的症状及び情報が発見された場合には、当該輸送機関が影響を受けたものとみなし、次のことを行うことができる。権限のある当局は、疾病のまん延を予防するために必要に応じ追加的な保健上の措置（輸送機関の隔離及び検疫措置を含む。）を実施することができる。そのような追加的な措置は、IHR 国家中央連絡窓口に報告されるべきである。

- (a) 必要に応じ、当該輸送機関に対する消毒、除染、虫類駆除若しくはねずみ族駆除を行うこと又は自らの監督の下でこれらの措置を実施させること。
- (b) この規則に定めるところにより、公衆衛生上のリスクに対する十分な管理水準を確保するために、個別の事例において適用する手段を決定すること。これらの手

続について WHO が助言する手法又は物質がある場合には、権限のある当局が安全かつ信頼できるものとして他の方法を認める場合を除くほか、それらを用いるべきである。

2 影響を受けた輸送機関は、入域地点における権限のある当局がこの条の規定により求められる管理上の措置を実施することができない場合であっても、次の条件を満たすときは、出発することが認められる。当該輸送機関は、権限のある当局の監督の下で燃料、水、食糧及び需品を積み込むことを許可される。

- (a) 権限のある当局が、輸送機関の出発時に次の入域地点における権限のある当局に対し、(b)に規定する種類の情報を通報する場合
- (b) 船舶の場合には、発見された証拠及び求められる管理上の措置が船舶衛生管理証明書に記載されること。

3 影響を受けたとみなされていた輸送機関は、権限のある当局が次のことを認める場合には、影響を受けたとみなされなくなる。

- (a) 1 に規定する措置が実効的に実施され、かつ、
- (b) 当該輸送機関内に公衆衛生上のリスクに該当し得る条件が存在しないこと。

第 28 条 入域地点における船舶及び航空機

1 船舶又は航空機は、第 43 条の規定が適用される場合又は適用可能な国際協定により認められる場合を除くほか、いかなる入域地点への寄航も公衆衛生上の理由によって妨げられない。もっとも、その入域地点がこの規則に基づく保健上の措置を適用するための整備がなされていない場合には、当該船舶又は航空機は、利用可能な最寄りの適当な入域地点へ自らの責任において進行するよう命ぜられることがある。ただし、当該船舶又は航空機がこの変更を安全に行うことができない運航上の問題を有する場合はこの限りでない。

2 船舶又は航空機は、第 43 条の規定が適用される場合又は適用可能な国際協定により認められる場合を除くほか、公衆衛生上の理由により当事国から入港許可（特に、乗降、貨物若しくは用品の積卸し若しくは積み込み又は燃料、水、食糧及び需品の積み込み）を拒否されない。当事国は、入港許可の付与に当たり検査の実施を条件とすることができるものとし、及び船舶内又は航空機内において感染又は汚染の発生源が発見された場合には、必要な消毒、除染、虫類駆除若しくはねずみ族駆除又は感染若しくは汚染のまん延を予防するために必要な他の措置の実施を条件とすることができる。

3 当事国は、実行可能な場合には、2の規定に従うことを条件として、船舶又は航空機の到着前に当該船舶又は当該航空機から受領した情報に基づき当該船舶又は当該航空機の到着が疾病の侵入又はまん延を引き起こすものではないと考えるときは、当該船舶又は当該航空機に対し無線通信その他の通信手段による入港許可の付与を認める。

4 船長若しくは機長又はそれらの代理人は、船舶内若しくは航空機内において感染性の疾病の兆候を示す病状又は公衆衛生上のリスクの証拠について、その病状又は公衆衛生上のリスクを知らされてから直ちに、目的地の港又は空港への到着の前に可能な限り速やかに、当該港又は当該空港の管制に知らせる。その情報は、当該港又は当該空港の権限のある当局に直ちに伝達されなければならない。緊急の場合には、その情報は、当該船長又は当該機長から関係する港又は空港の当局に対し直接伝達されるべきである。

5 疑いのある又は影響を受けた航空機又は船舶について、当該航空機の機長又は当該船舶の船長がやむを得ない理由により着陸を予定していた空港以外の場所に着陸する場合又は停泊を予定していた港以外の場所に停泊する場合には、次の規定を適用する。

- (a) 航空機の機長若しくは船舶の船長又はその他の責任者は、最寄りの権限のある当局と遅滞なく連絡を取るようあらゆる努力を払う。
- (b) 権限のある当局は、到着の通報を受けてから速やかに、WHO が勧告する保健上の措置又はこの規則に基づく他の保健上の措置をとることができる。
- (c) 権限のある当局により許可される場合を除くほか、航空機内又は船舶内のいかなる旅行者もその付近から離れてはならず、また、いかなる貨物もその付近から移動させてはならない。ただし、緊急の目的のため又は権限のある当局と連絡を取るために必要な場合はこの限りでない。
- (d) 航空機又は船舶は、権限のある当局が要請する全ての保健上の措置が完了した場合には、それらの保健上の措置に係する限り、着陸又は停泊予定であった空港又は港へ進行することができる。技術的な理由によりその進行ができないときは、便宜的な場所にある空港又は港へ進行することができる。

6 船長又は機長は、この条の規定にかかわらず、船舶内及び航空機内の旅行者の健康及び安全のために必要となる緊急の措置をとることができる。船長又は機長は、この 6 に基づいてとる措置についてできる限り速やかに権限のある当局に対して通報する。

第 29 条 入城地点における民用トラック、列車及びバス

WHO は、当事国と協議し、入城地点及び陸上通過点を通過する民用トラック、列車及びバスに対し保健上の措置を適用するための基本原則を策定する。

第 3 章 旅行者に関する特別規定

第 30 条 公衆衛生上の観察下にある旅行者

疑いのある旅行者で到着時に公衆衛生上の観察下に置かれる者は、第 43 条の規定が適用される場合又は適用可能な国際協定により認められる場合を除くほか、差し迫った公衆衛生上のリスクをもたらさず、かつ、判明している場合において当事国が目的地の入城地点における権限のある当局に対しその旅行者が到着する予定を通報するときは、国際航行を引き続き行うことができる。当該旅行者は、到着時に当該当局に報告する。

第 31 条 旅行者の入城に関する保健上の措置

1 自国の領域に入城する条件として旅行者に対し侵襲的な医学的検査、予防接種その他予防法を要求してはならない。ただし、この規則は、次条、第 42 条及び第 45 条の規定に従うことを条件として、次のいずれかの場合に当事国が医学的検査、予防接種その他予防法又は予防接種その他予防法の証明を要求することを妨げるものではない。

- (a) 公衆衛生上のリスクが存在するかどうかを確認するのに必要な場合
- (b) 一時滞在又は永住を希望する旅行者に対し入城の条件とする場合
- (c) 第 43 条又は附属書 6 及び附属書 7 の規定に従って、旅行者に対し入城の条件とする場合
- (d) 第 23 条の規定に基づいて実施される場合

2 関係する当事国は、当事国が 1 の規定に基づき医学的検査、予防接種その他予防法を要求できる旅行者がそのような措置に同意しない場合又は第 23 条 1(a) に規定する情報若しくは書類の提供を拒否する場合には、次条、第 42 条及び第 45 条の規定に従うことを条件として、当該旅行者の入城を拒否することができる。当該当事国は、差し迫った公衆衛生上のリスクの証拠が存在する場合には、自国の法令に従い、及びそのリスクの管理に必要な範囲で、当該旅行者に対し次のものを受けることを強制し、又は第 23 条 3 の規定に基づき次のものを受けるよう助言することができる。

- (a) できる限り干渉的でなく、かつ、侵襲的ではない医学的検査であつて公衆衛生上の目的を達成し得るもの
- (b) 予防接種その他予防法
- (c) 疾病のまん延を妨げ、又は管理するための追加的な確立した保健上の措置（隔離、検疫措置又は旅行者を公衆衛生上の観察下に置くことを含む。）

第 32 条 旅行者の取扱い

当事国は、この規則に基づく保健上の措置の実施に当たり、旅行者の尊厳、人権及び基本的自由を尊重して旅行者を取り扱い、並びに次の行為によるものを含め、当該措置に伴う不快感又は苦痛を最小限に抑えるものとする。

- (a) 丁寧さ及び敬意をもって全ての旅行者を取り扱うこと。
- (b) 旅行者の性別、社会文化的、民族的又は宗教的な関心に配慮すること。
- (c) 検疫措置、隔離又は医学的検査その他の公衆衛生上の目的のための手続を受ける旅行者に対し、十分な食事及び水、適切な宿泊施設及び衣類、手荷物その他の所持品の保護、適切な医療的処置、可能な場合にはその旅行者が理解できる言語による必要な連絡のための手段その他適切な支援を提供し、又は手配すること。

第 4 章 物品、コンテナ及びコンテナ積込み区域に関する特別規定

第 33 条 通過中の物品

生きている動物以外の物品で積み替えることなく通過するものは、第 43 条の規定に従うことを条件として、又は適用可能な国際協定により認められる場合を除くほか、この規則に基づく保健上の措置を適用してはならず、また、公衆衛生上の目的のために留置してはならない。

第 34 条 コンテナ及びコンテナ積込み区域

1 当事国は、実行可能な限り、コンテナの荷主が特にこん包の過程において感染又は汚染の発生源（媒介動物及び保有宿主を含む。）を有しない状態を保持した国際交通用のコンテナを使用することを確保する。

2 当事国は、実行可能な限り、コンテナ積込み区域が感染又は汚染の発生源（媒介動物及び保有宿主を含む。）を有しない状態を保持することを確保する。

3 当事国がコンテナの国際的な交通の量が十分に多いと考えるときは、権限のある当局は、この規則に定める義務の実施を確保するため、コンテナ積み込み区域及びコンテナの衛生状態を評価するために、この規則に適合する全ての実行可能な措置（検査を含む。）をとる。

4 コンテナの検査及び隔離を行う施設は、実行可能な限り、コンテナ積み込み区域において利用可能でなければならない。

5 コンテナの荷受人及び荷送人は、コンテナを複数回使用する場合には、交差汚染を回避するようあらゆる努力を払う。

第 6 部 保健上の書類

第 35 条 一般規則

1 この規則に基づくもの又は WHO が勧告するものを除き、国際交通の際に保健上の書類を要求してはならない。ただし、この条の規定は、一時滞在又は永住を希望する旅行者には適用されず、また、適用可能な国際協定に基づく国際取引上の物品又は貨物の公衆衛生上の状態に関する書類の要件には適用されない。権限のある当局は、第 23 条に規定する要件を満たす場合に限り、旅行者に対し連絡先に関する書式及び旅行者の健康に関する質問票に記入することを求めることができる。

2 この規則に基づく保健上の書類は、他の国際協定に基づく当該書類の様式に関する当事国の義務に従うことを条件として、非デジタル形式又はデジタル形式で発行することができる。

3 この規則に基づき発行された保健上の書類の様式に関わらず、当該保健書類は、該当する場合には次条から第 39 条までに規定する附属書に適合し、その真正性を確認できるものでなければならない。

4 WHO は、当事国と協議した上で、デジタル形式及び非デジタル形式のいずれの様式についても、保健上の書類の発行及び真正性の確認に関する仕様又は基準を含む技術的指針を必要に応じて作成し、及び更新する。当該仕様又は当該基準は、個人情報の取扱いに関する第 45 条の規定に従うものでなければならない。

第 36 条 予防接種その他予防法の証明書

1 この規則又はこの規則に関する勧告及び証明書に従って実施される旅行者に対するワクチン及び予防法は、附属書 6 及び適用可能な場合には特定の疾病に関する附属書 7 の規定に適合するものでなければならない。

2 附属書 6 及び適用可能な場合には附属書 7 の規定に従い発行された予防接種その他予防法の証明書を所持する旅行者は、権限のある当局が当該予防接種その他予防法が効果的でなかったことについて検証可能な証拠を有しない限り、当該旅行者が影響を受けた区域から来る場合であっても、当該証明書に記載される疾病の結果として入域を拒否されない。

第 37 条 船舶保健明告書

1 船長は、当事国の領域内における最初の寄航港に到着する前に船舶内の保健状況を確認し、及び当該当事国が要求しない場合を除き、到着時に、又は船舶がそのような設備を備えており当該当事国が事前の提出を求める場合には船舶の到着より前に、船舶保健明告書を作成し、当該港の権限のある当局に提出する。船医が乗船している場合には、船医が同明告書に副署する。

2 船長又は船医が乗船している場合には船医は、国際航行の間の船内の保健状態に関し権限のある当局が要求する全ての情報を提供する。

3 船舶保健明告書は、附属書 8 に定める様式に適合するものでなければならない。

4 当事国は、次の要件について決定することができる。

当事国は、船舶の運行者又はその代理人に対しこれらの要件を通知する。

- (a) 到着する全ての船舶からの船舶保健明告書の提出を省略すること。
- (b) 影響を受けた区域から到着する船舶に関する勧告に従い船舶保健明告書の提出を要求し、又は感染している可能性のある、若しくは汚染している可能性のある船舶に対して船舶保健明告書の提出を要求すること。

第 38 条 航空機総合明告書の保健に関する部分

- 1 機長又はその代理人は、飛行中又は当事国の領域内における最初の空港に着陸する際、当該当事国が要求しない場合を除き、附属書 9 に定める様式に適合する航空機総合明告書の保健に関する部分を記入し、当該空港の権限のある当局に提出するよう最善を尽くす。
- 2 機長又はその代理人は、国際航行の間の機内の保健状態及び当該航空機に対して適用された保健上の措置に関し、当事国が要求する全ての情報を提供する。
- 3 当事国は、次の要件について決定することができる。当事国は、航空機の運航者又はその代理人に対しこれらの要件を通知する。
 - (a) 到着する全ての航空機からの航空機総合明告書の保健に関する部分の提出を省略すること。
 - (b) 影響を受けた区域から到着する航空機に関する勧告に従い航空機総合明告書の保健に関する部分の提出を要求し、又は感染している可能性のある、若しくは汚染している可能性のある航空機に対し航空機総合明告書の保健に関する部分の提出を要求すること。

第 39 条 船舶衛生証明書

- 1 船舶衛生管理免除証明書及び船舶衛生管理証明書は、最長 6 箇月の期間有効とする。この期間は、求められる検査又は管理上の措置が港において完了しない場合には、1 箇月間延長することができる。
- 2 当事国は、有効な船舶衛生管理免除証明書若しくは船舶衛生管理証明書が作成されず、又は公衆衛生上のリスクの証拠が船舶内において認められる場合には、第 27 条 1 に規定する手続に入ることができる。
- 3 この条に定める証明書は、附属書 3 の様式に適合するものでなければならない。
- 4 管理上の措置は、できる限り船舶及び船倉が空のときに実施する。バラストを積んでいる船舶の場合には、積込みの前に実施する。
- 5 権限のある当局は、管理上の措置が要求され、満足に完了した場合には、証拠が認め

られ、管理上の措置が実施された旨を記載した船舶衛生管理証明書を発行する。

6 権限のある当局は、船舶が感染及び汚染（媒介動物及び保有宿主を含む。）されていない状態であることを確認した場合には、第 20 条の規定に従って、いずれの港においても船舶衛生管理免除証明書を発行することができる。同証明書は、通常、船舶の検査が船舶及び船倉が空のときに実施されたか、又は船舶及び船倉に含まれるものがバラストその他の物質のみであり、それらの性質若しくはその配置が船倉の完全な検査を可能とするときに実施された場合に限り発行される。

7 作業が実施された港の権限のある当局は、満足な結果を得ることができない条件の下で管理上の措置が実施されたと考える場合には、船舶衛生管理証明書にその旨を記載する。

第 7 部 料金

第 40 条 旅行者に係る保健上の措置に関する料金

1 当事国は、一時滞在又は永住を希望する旅行者を除くほか、2 の規定に従うことを条件として、この規則に基づき公衆衛生の保護のための次の措置に関し料金を課してはならない。

- (a) この規則に定める医学的検査又は検査を受ける旅行者の健康状態を確認するため当事国が求めることがある補助的な医学的検査
- (b) 到着時に旅行者に実施される予防接種その他予防法であって、公表された要件でないもの又は公表から予防接種その他予防法の実施まで 10 日が経過していないものの
- (c) 旅行者に対する適切な隔離又は検疫措置に関する要件
- (d) 旅行者に対し発行される適用された措置及び適用日を記した証明書
- (e) 旅行者が携帯する手荷物に適用される保健上の措置

2 当事国は、1 に規定するもの以外の保健上の措置（主として旅行者の利益となるものを含む。）について料金を課することができる。

3 この規則に基づき保健上の措置を旅行者に適用するため料金を課する場合には、各当事国において単一の料金表によるものとし、あらゆる料金は次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) この料金表に適合するものであること。
- (b) 提供された役務の実際の費用を超えないこと。
- (c) 関係する旅行者の国籍、住所又は居所により差別することなく課すること。

4 料金表及びその改正は、徴収する少なくとも 10 日前までに公表する。

5 この規則のいかなる規定も、当事国が 1 に規定する保健上の措置を提供する際に生じた費用の償還を次の者に対して求めることを妨げるものではない。

- (a) 輸送機関の従業員に対する措置に関し、当該輸送機関の運行者又は所有者
- (b) 適用可能な保険業者

6 旅行者又は輸送機関の運行者は、いかなる場合にも、1 又は 2 に規定する料金の支払の間、当事国の領域を出発できることを否定されない。

第 41 条 手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は郵送小包に係る料金

1 この規則に基づき保健上の措置を手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は郵送小包に適用するため料金を課する場合には、各当事国において単一の料金表によるものとし、あらゆる料金は次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) この料金表に適合するものであること。
- (b) 提供された役務の実際の費用を超えないこと。
- (c) 関係する手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は郵送小包の国籍、国旗、登録又は所有者により差別することなく課すること。特に、自国の手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は郵送小包と外国のそれらとの間で区別しないこと。

2 料金表及びその改正は、徴収する少なくとも 10 日前までに公表する。

第8部 一般規定

第42条 保健上の措置の実施

この規則に従ってとられる保健上の措置は、遅滞なく開始し、及び完了し、並びに透明性のある及び差別的でない方法により適用する。

第43条 追加的な保健上の措置

1 この規則は、当事国が特定の公衆衛生上のリスク又は国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に対応するため、関連する自国の国内法令及び国際法に基づく義務に従い、次の保健上の措置を実施することを妨げるものではない。ただし、それらの保健上の措置がこの規則に適合していることを条件とする。当該保健上の措置は、健康の保護の適切な水準を達成し得る合理的に利用可能な代替措置よりも国際交通にとってより制限的でなく、また、人に対してより侵襲的でなく、又は干渉的ではないものでなくてはならない。

- (a) WHO の勧告と同一又はそれ以上の水準の健康の保護を達成するもの
- (b) 第25条、第26条、第28条1及び2、第30条、第31条1(c)並びに第33条の規定により禁止されるもの

2 当事国は、1に規定する保健上の措置又は第23条2、第27条1、第28条2及び第31条2(c)の規定に基づく追加的な保健上の措置を実施するかどうかを判断するに当たり、次のものに基づいて判断を行う。

- (a) 科学的な原則
- (b) 人の健康へのリスクについての利用可能な科学的な証拠又はその証拠が不十分な場合には、利用可能な情報（WHO その他の関連する政府間機関及び国際団体からのものを含む。）
- (c) WHO による利用可能な特定の指針又は助言

3 1に規定する追加的な保健上の措置であって国際交通を大幅に妨げるものを実施する当事国は、その公衆衛生上の根拠及び関連する科学的な情報を WHO に対して提供する。WHO は、この情報を他の当事国と共有し、及び実施される保健上の措置に関する情報を共有する。この条の適用上、大幅な妨げとは、一般的に国際的な旅行者、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品その他これらに類するものの入域若しくは出発の拒否又は入域及び出発の24時間以上の遅延を意味する。

4 WHO は、3 及び 5 の規定に従って提供された情報その他関連情報について評価した後、関係する当事国に対し、措置の適用を再検討するよう要請することができる。

5 1 及び 2 に規定する追加的な保健上の措置であって国際交通を大幅に妨げるものを実施する当事国は、それらの措置が暫定的又は恒常的な勧告に含まれるものでない限り、WHO に対し、措置の実施後 48 時間以内に当該措置及びその保健上の根拠を通報する。

6 1 又は 2 の規定に従い保健上の措置を実施する当事国は、WHO の助言及び 2 に規定する基準を考慮して、3 箇月以内に当該措置を見直す。

7 1 又は 2 の規定に従って実施される措置の影響を受ける当事国は、第 56 条の規定に基づく自国の権利を妨げることなく、当該措置を実施する当事国に対し直接に又は関係当事国間の協議を促すことができる事務局長を通じて協議を要求することができる。当該協議の目的は、当該措置の基礎となる科学的な情報及び公衆衛生上の根拠を明確にし、並びに相互に受入れ可能な解決を見いだすことにある。協議に関与する当事国との間で別段の合意がある場合を除くほか、協議中に共有される情報は秘密のものとされなければならない。

8 この条の規定は、大規模な集会に参加する旅行者に関する措置の実施に適用することができる。

第 44 条 協力、支援及び資金

1 当事国は、可能な限り次の事項について相互に協力する。

- (a) この規則に基づく事象の検知及び評価並びに事象への備え及び対応
- (b) 特にこの規則の附属書 1 の規定に従って求められる中核的能力の構築、強化及び維持における技術協力及び事務的な支援の提供又は促進
- (c) 関連する資金源及び資金調達のための制度を通じたものを含め、特に開発途上国のニーズに対応するため、この規則に基づく義務の実施を促進するための資金の動員
- (d) この規則を実施するための法令案並びにその他法律上及び行政上の規定の作成

2 WHO は、当事国の要請に応じ、可能な限り、次の事項について当事国と協力し、及び当事国を支援する。

- (a) この規則の効果的な実施を促進するための当事国の中核的能力の評価
- (b) 当事国に対する技術協力及び事務的な支援の提供又は促進
- (c) 開発途上国が附属書 1 に規定する中核的能力を構築し、強化し、及び維持することを支援するための資金の動員
- (d) 第 13 条 8 の規定に基づく関連保健製品の取得の機会の促進

2 の二. 当事国は、適用可能な法令及び利用可能な資源に従うことを条件として、必要に応じ国内の資金調達を維持し、又は増大させ、並びに適当な場合には、国際協力及び援助を通じたものを含め、この規則の実施を支援するための持続可能な資金を強化するため協力する。

2 の三. 当事国は、1 (c) の規定に従い、可能な限り次のことについて協力する。

- (a) 既存の資金調達機関及び資金調達のための制度の管理及び運用モデルが地域的な代表制を備え、並びにこの規則の実施に当たり開発途上国のニーズ及び優先事項に対応するものとなるよう奨励すること。
- (b) 中核的能力の構築、強化及び維持を含む開発途上国のニーズ及び優先事項に衡平に対処するために必要な資金（第 44 条の二に従って設置される資金調整メカニズムを通じたものを含む。）を特定し、及び利用を容易にすること。

2 の四 事務局長は、適当な場合には、2 の二に規定する協力の取組を支援する。当事国及び事務局長は、保健総会への報告の一部としてその結果について報告する。

3 この条に基づく協力は、多様な経路（二国間のもの、地域的なネットワーク及び WHO の地域事務所を通じたもの並びに政府間機関及び国際団体を通じたものを含む。）を通じて実施することができる。

第 44 条の二 資金調整メカニズム

1 資金調整メカニズム（以下「メカニズム」という。）は、次の目的で設置される。

- (a) パンデミック緊急事態に関連するものを含め、この規則の附属書 1 に規定する中核的能力を構築し、強化し、及び維持するために、この規則の実施のための適時の、予測可能かつ持続可能な資金の提供を促進する。
- (b) 当事国、特に開発途上国の実施上のニーズ及び優先事項のための資金の利用可能性

を最大化することを追求する。

- (c) この規則の効果的な実施に関連して、新規の及び追加的な資金を動員し、並びに既存の資金調達手段の効率的な活用を向上させるために取り組む。

2 メカニズムは、1に定める目的を支援するため、特に次のことを行う。

- (a) 関連するニーズと資金との格差に係る分析を使用し、又は実施すること。
- (b) 既存の資金調達手段の調和、整合性及び調整を促進すること。
- (c) 実施支援のために利用可能な全ての資金源を特定し、この情報を当事国が利用可能なものにすること。
- (d) パンデミック緊急事態に関連するものを含む中核的能力を強化するための資金を特定し、及び適用するに当たり、要請に基づき当事国に助言及び支援を提供すること。
- (e) 当事国がパンデミック緊急事態に関連するものを含む中核的能力を構築し、強化し、及び維持することを支援する組織その他の団体のための任意の拠出金を活用すること。

3 メカニズムは、この規則の実施に関して、保健総会の管理及び指導の下に機能し、かつ、これに対し責任を負う。

第 45 条 個人情報の取扱い

1 当事国がこの規則に従い他の当事国又は WHO から収集し、又は受領した保健上の情報であって、特定された又は特定し得る個人に言及するものは、国内法令に従い秘密のものとして保持し、及び匿名のものとして加工する。

2 1 の規定にかかわらず、当事国は、公衆衛生上のリスクを評価し、及び管理するために不可欠な場合には、個人情報を処理し、及び公開することができる。もつとも、当事国は自国の法令に従って次のことを確保しなければならない。また、WHO も次のことを確保しなければならない。

- (a) 個人情報が公正かつ合法的に処理され、及びこの 2 に規定する目的と両立しない方法で処理されないこと。
- (b) 個人情報がこの 2 に規定する目的との関連において十分であり、関連性があり、及び過度ではないこと。
- (c) 個人情報が正確であり、及び必要な場合には最新の状態に維持されること。不正確

若しくは不完全な情報の消去又は訂正を確保するためあらゆる合理的な措置がとられなければならない。

(d) 個人情報が必要以上に長く保持されないこと。

3 WHO は、要請に応じ、実行可能な限り、理解しやすい形式により不当に遅滞することなく、かつ、不当な費用を負担させることなくこの条に規定する個人情報をその個人に提供し、及び必要な場合にはその訂正を認める。

第 46 条 生物学的物質、試薬及び診断のための物質の輸送及び取扱い

当事国は、国内法令に従い、及び関連する国際的な指針を考慮し、この規則に基づく検証及び公衆衛生上の対応のための生物学的物質及び診断用標本、試薬その他診断のための物質の輸送、入域、出域、加工及び処分を容易にする。

第 9 部 IHR 専門家名簿、緊急委員会及び検討委員会

第 1 章 IHR 専門家名簿

第 47 条 構成

事務局長は、全ての関連分野の専門家から構成される名簿（以下「IHR 専門家名簿」という。）を作成する。事務局長は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、専門家諮問委員会のための WHO 規則（以下「WHO 諮問委員会規則」という。）に従い IHR 専門家名簿の構成員を任命する。事務局長はさらに、各当事国の要請に基づき 1 名の構成員を任命し、並びに適当な場合には、関連する政府間機関及び地域的な経済統合のための機関から提案された専門家を任命する。関心を有する当事国は、事務局長に対し、構成員として提案する各専門家の資質及び専門分野を通報する。事務局長は、当事国並びに関連する政府間機関及び地域的な経済統合のための機関に対し、IHR 専門家名簿の構成について定期的に通報する。

第 2 章 緊急委員会

第 48 条 付託事項及び構成

1 事務局長は、緊急委員会を設置する。緊急委員会は、事務局長の要請に基づき、次の事項に関する見解を提供する。

- (a) 事象が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）に該当するかどうか
- (b) 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）の終了
- (c) 暫定的な勧告の発出、修正、延長又は終了の提案

1 の二 緊急委員会は、この条に別段の定めがある場合を除くほか、専門家委員会とみなされ、WHO 諮問委員会規則の適用を受ける。

2 緊急委員会は、IHR 専門家名簿から、及び適当な場合には機関の他の専門家諮問委員会から事務局長が選定した専門家により構成される。事務局長は、特定の事象及びその結果の検討における継続性を確保する観点から構成員の任期を決定する。事務局長は、特定の会期において要求される専門知識及び経験に基づき、並びに衡平な地理的代表性の原則に妥当な考慮を払った上で、緊急委員会の委員を選定する。緊急委員会の委員には、自国の領域内で事象が生じている国により指名された専門家が少なくとも 1 名含まれるべきである。

3 事務局長は、自己の発意又は緊急委員会からの要請により、委員会に対し助言を行う一又は二以上の技術的専門家を任命することができる。

第 49 条 手続

1 事務局長は、発生している特定の事象に最も関連する専門知識及び経験の分野に応じ、前条 2 に規定する者の中から一定数の専門家を選任し、緊急委員会の会合を招集する。この条の適用上、緊急委員会の「会合」には、電話会議、ビデオ会議又は電子的な通信を含めることができる。

2 事務局長は、議題及び事象についての関連情報（当事国から提供された情報及び事務局長が発出を提案する暫定的な勧告を含む。）を緊急委員会に提供する。

3 緊急委員会は、議長を選出し、各会合の後、議事の進行及び討議内容（勧告に関する助言を含む。）に関する簡潔な概要報告書を作成する。

4 事務局長は、自国の領域内で事象が生じている当事国をその見解の表明のため緊急委員会に招請する。事務局長はこのため、関連する当事国に対し緊急委員会の会合の日程及

び議題を必要に応じ可能な限り事前に通報する。もっとも、当該当事国は、その見解を表明するためであっても緊急委員会の会合の延期を求めてはならない。

5 緊急委員会の見解は、検討のため事務局長に送付される。事務局長は、その事項について最終的な判断を行う。

6 事務局長は、全ての当事国に対し、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）の判断及びその終了、関係する当事国がとる保健上の措置、暫定的な勧告（裏付ける証拠を含む。）並びに当該勧告の修正、延長及び終了を緊急委員会の構成及び見解とともに伝達する。事務局長は、当事国及び関係する国際的な機関を通じ、輸送機関の運行者に対し、当該暫定的な勧告及びその修正、延長又は終了を通知する。事務局長はその後、そのような情報及び勧告を一般公衆が利用可能なものとする。

7 自国の領域内で事象が発生した当事国は、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（パンデミック緊急事態を含む。）又は暫定的な勧告の終了を事務局長に提案することができるものとし、また、その旨を緊急委員会に対し述べることができる。

第3章 検討委員会

第50条 付託事項及び構成

1 事務局長は、検討委員会を設置する。検討委員会は、次の任務を遂行する。

- (a) この規則の改正に関し事務局長に対して技術的な勧告を行うこと。
- (b) 恒常的な勧告及びその修正又は終了に関し事務局長に対して技術的な助言の提供を行うこと。
- (c) この規則の機能に関し事務局長から付託された事項について、事務局長に対して技術的な助言の提供を行うこと。

2 検討委員会は、この条に別段の定めがある場合を除くほか、専門家委員会として認められ、及びWHO 諮問委員会規則に従うものとする。

3 検討委員会の委員は、IHR 専門家名簿に登録されている者から、及び適当な場合には機関の他の専門家諮問委員会から事務局長が選定し、任命する。

4 事務局長は、検討委員会の会合に招請する委員の数を確定し、会合の日程及び会期を

決定し、委員会を招集する。

5 事務局長は、会期の作業の期間に限り検討委員会の委員を任命する。

6 事務局長は、衡平な地理的代表性の原則、男女間の均衡、先進国出身の専門家と開発途上国出身の専門家との均衡、世界の諸地域における多様な科学的見解、方法論及び実務的経験の代表性並びに適切な学際的な均衡を踏まえ、検討委員会の委員を選定する。

第 51 条 議事

1 検討委員会の決定は、出席し、かつ、投票する委員の過半数による議決で行う。

2 事務局長は、加盟国、国際連合及びその専門機関並びに他の関連する政府間機関又は WHO と公式の関係を有する非政府組織に対し、委員会の会期会合に出席する代表者を指名するよう招請する。代表者は、覚書を提出することができるものとし、また、議長の同意を得て討議の主題について発言を行うことができる。代表者は、投票権を有しない。

第 52 条 報告書

1 検討委員会は、会期ごとに委員会の見解及び助言を記した報告書を作成する。検討委員会は、会期の終了までにこの報告書を承認する。委員会の見解及び助言は、機関を義務付けるものではなく、また、事務局長に対する助言として作成される。報告書の本文は、委員会の同意なしに修正することはできない。

2 検討委員会の見解が全会一致によるものでない場合には、いずれの委員も、個人又は合同の報告書において専門家としての反対意見を表明することができる。当該個人又は合同の報告書には異なる意見を表明する理由を記載するものとし、また、当該個人又は合同の報告書は委員会の報告書の一部分となる。

3 検討委員会の報告書は、事務局長に提出される。事務局長は、保健総会又は執行理事会の検討及びその行動のため、保健総会又は執行理事会に対し、検討委員会の見解及び助言を伝達する。

第 53 条 恒常的な勧告の手続

事務局長は、特定の公衆衛生上のリスクに対し恒常的な勧告が必要かつ適当と認める場合には、検討委員会の見解を求める。この場合、前 3 条の関連規定に加え、次の規定を適用する。

- (a) 恒常的な勧告、その修正又は終了に係る提案は、事務局長から又は当事国から事務局長を通じて、検討委員会に対し提出することができる。
- (b) いずれの当事国も、検討委員会による検討のため関連情報を提出することができる。
- (c) 事務局長は、当事国、政府間機関又は WHO と公式の関係を有する非政府組織に対し、それぞれが保有する情報であって、検討委員会が定める恒常的な勧告の案の対象に関するものを検討委員会の使用に供するよう要請することができる。
- (d) 事務局長は、検討委員会からの要請又は自己の発意により、検討委員会に対し助言を行う一又は二以上の技術的専門家を任命することができる。技術的専門家は投票権を有しない。
- (e) 恒常的な勧告に関する検討委員会の見解及び助言を記載した報告書は、検討及び決定のため事務局長に提出される。事務局長は、保健総会に対し検討委員会の見解及び助言を伝達する。
- (f) 事務局長は、当事国に対し、恒常的な勧告及びその修正又は終了を検討委員会の見解とともに伝達する。
- (g) 恒常的な勧告は、検討のため事務局長により次の保健総会に提出される。

第 10 部 最終規定

第 54 条 報告及び見直し

1 当事国及び事務局長は、保健総会が決定するところにより、保健総会に対しこの規則の実施について報告する。

2 保健総会は、この規則の運用（効果的な実施のための資金に関するものを含む。）について定期的に見直す。このため保健総会は、事務局長を通じて検討委員会の助言を要請することができる。最初の見直しは、この規則が効力を生じた後 5 年以内に行う。

3 WHO は、附属書 2 の実施状況を見直し、及び評価するための調査を定期的に行う。最初の見直しは、この規則が効力を生じた後 1 年以内に開始する。その見直しの結果は、適当な場合には、その検討のため保健総会に提出する。

第 54 条の二 国際保健規則（2005）の実施に関する当事国委員会

1 この規則、特に第 44 条及び第 44 条の二の規定の効果的な実施を促進するため、国際保健規則（2005）の実施に関する当事国委員会を設置する。委員会は、第 3 条に規定する原則に従い、促進的で相談を行うための性質のみを有し、敵対的でなく、懲罰的でなく、支援的な、及び透明性のある方法で機能するものとする。このため、

(a) 委員会は、この規則の効果的な実施のため、当事国間の学習、最良の実例の交換及び協力を促進し、支援することを目的とする。

(b) 委員会は、委員会に技術的助言及び報告を行う小委員会を設置する。

2 委員会は、全ての当事国で構成され、少なくとも 2 年に 1 回会合を開催する。委員会及び小委員会の付託事項（委員会の業務遂行方法を含む。）は、委員会の初回会合においてコンセンサス方式により採択する。

3 委員会には、委員会が当事国の中から選定する議長及び副議長を置く。議長及び副議長の任期は 2 年とし、地域ごとに交代する¹。

4 委員会は、初回の会合において、第 44 条の二の規定に基づき設置される資金調整メカニズムの付託事項並びにその運用及び管理の方式をコンセンサスにより採択し、並びに適当な場合には、その運用を支援することができる関連する国際団体との必要な業務上の取決めを採択することができる。

¹ この規定の適用上、パチカン及びリヒテンシュタインは、WHO のヨーロッパ地域に属するものとみなし、このことは、WHO の加盟国ではない国際保健規則（2005）の当事国としての両国の地位に影響を及ぼすものではない。

第 55 条 改正

1 当事国又は事務局長は、この規則の改正を提案することができる。改正の提案は、その検討のために保健総会に提出される。

2 改正案の本文は、その検討が提案される保健総会の少なくとも 4 箇月前に事務局長により全ての当事国に対して伝達される。

3 この条の規定に従って保健総会が採択するこの規則の改正は、全ての当事国に対し同一の条件に基づき効力を生じ、並びに WHO 憲章第 22 条及びこの規則の第 59 条から第 64 条までに定めるところにより、この規則の改正に関してこれらに定める期間に従うことを条件として、同一の権利及び義務に従うものとする。

第 56 条 紛争の解決

1 この規則の解釈又は適用に関して当事国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、まず交渉その他の当該紛争当事国が選択する平和的手段（あっせん、仲介又は調停を含む。）による紛争の解決に努める。合意に達することができなかった場合においても、紛争当事国は、紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。

2 1 に規定する手段によって紛争が解決されなかった場合には、紛争当事国は、事務局長に当該紛争を付託することを合意することができる。事務局長は、当該紛争を解決するためにあらゆる努力を払う。

3 当事国は、自国が当事国であるこの規則の解釈若しくは適用に関する全ての紛争について又は同一の義務を受け入れている他の当事国が関係する特定の紛争について、事務局長に対し、仲裁を強制的なものとして受け入れる旨をいつでも書面により宣言することができる。仲裁は、仲裁の要請が行われたときに有効な常設仲裁裁判所二国間紛争選択規則に従って行われる。仲裁を強制的なものとして受け入れることに合意した当事国は、当該仲裁の裁定を拘束力のある、かつ、最終的なものとして受け入れる。事務局長は、適当な場合には、これらの行為について保健総会に通報する。

4 この規則のいかなる規定も、自国が締約国である国際協定に基づく他の政府間機関の紛争解決制度又は国際協定に基づいて設立された紛争解決制度を利用する当事国の権利を害するものではない。

5 WHO と一又は二以上の当事国との間でこの規則の解釈又は適用に関して紛争が生じた場合には、その問題は保健総会に付託される。

第 57 条 他の国際協定との関係

1 当事国は、この規則及び他の関連する国際協定が両立するように解釈すべきであることを認識する。この規則は、他の国際協定に基づく当事国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 1 の規定に従うことを条件として、この規則のいかなる規定も、保健的、地理的、社会的又は経済的な条件により一定の共通の関心事項を有する当事国が、この規則の適用を促進するために、特に次の事項について特別の条約又は取決めに締結することを妨げるものではない。

- (a) 異なる国の隣り合う領域の間での公衆衛生上の情報の直接のかつ迅速な交換
- (b) 国際沿岸交通及び当事国が管轄する水域における国際交通に適用される保健上の措置
- (c) 共通の国境を有する異なる国の接続する領域において適用される保健上の措置
- (d) 影響を受けた人又は影響を受けた人間の遺体を運ぶために特に適合した輸送手段によりそれらを運ぶための取決め
- (e) ねずみ族駆除、虫類駆除、消毒、除染その他の処置であつて物品から疾病を引き起こす病原体を除去するためのもの

3 地域的な経済統合のための機関の構成国である当事国は、この規則に基づく義務を害することなく、その相互の関係において、当該地域的な経済統合のための機関において有効な共通の規則を適用する。

第 58 条 国際衛生協定及び国際衛生規則

1 この規則は、第 62 条の規定に従う場合及び 2 に定める例外を除くほか、この規則により拘束される国の間及びこの規則により拘束される国と WHO との間において、次の国際衛生協定及び国際衛生規則の規定に代わるものとする。

- (a) パリで署名された 1926 年 6 月 21 日の国際衛生条約
- (b) ハーグで署名された 1933 年 4 月 12 日の航空国際衛生条約
- (c) パリで署名された健康証明書の免除に関する 1934 年 12 月 22 日の国際協定
- (d) パリで署名された健康証明書に対する領事査証の免除に関する 1934 年 12 月 22 日の国際協定
- (e) 1938 年 10 月 31 日にパリで署名された 1926 年 6 月 21 日の国際衛生条約を修正する条約
- (f) 1944 年 12 月 15 日にワシントンで署名のために開放された 1926 年 6 月 21 日の国際衛生条約を修正する 1944 年の国際衛生条約
- (g) 1944 年 12 月 15 日にワシントンで署名のために開放された 1933 年 4 月 12 日の国際衛生条約を修正する 1944 年の航空国際衛生条約
- (h) ワシントンで署名された 1944 年の国際衛生条約を延長する 1946 年 4 月 23 日付けの

議定書

- (i) ワシントンで署名された 1944 年の航空国際衛生条約を延長する 1946 年 4 月 23 日付けの議定書
- (j) 1951 年の国際衛生規則並びに 1955 年、1956 年、1960 年、1963 年及び 1965 年の同規則の追加規則
- (k) 1969 年の国際保健規則並びに 1973 年及び 1981 年の同規則の改正

2 1924 年 11 月 14 日にハバナで署名された汎米衛生法典は、第 2 条、第 9 条から第 11 条まで、第 16 条から第 53 条まで、第 61 条及び第 62 条を除き引き続き効力を有し、これらについては、1 に定める関連する部分を適用する。

第 59 条 効力の発生及び拒絶又は留保のための期間

1 WHO 憲章第 22 条の規定の実施に当たり、この規則の拒絶又はこの規則に対する留保のための期間は、WHO 総会がこの規則を採択した旨を事務局長が通報する日の後 18 箇月とする。この期間が満了した後に事務局長が受領するいかなる拒絶又は留保も効力を有しない。

1 の二 WHO 憲章第 22 条の規定の実施に当たり、この規則の改正の拒絶又はこの規則の改正に対する留保のための期間は、WHO 総会がこの規則の改正を採択した旨を事務局長が通報する日の後 10 箇月とする。この期間が満了した後に事務局長が受領するいかなる拒絶又は留保も効力を有しない。

2 この規則は、次に掲げる国を除き、1 に規定する通報の日の後 24 箇月で効力を生じ、この規則の改正は、1 の二に規定する通告の日の後 12 箇月で効力を生ずる。

- (a) 第 61 条の規定に基づいてこの規則又はその改正を拒絶した国
- (b) 留保を付した国。そのような国について、この規則又はその改正は、第 62 条の規定に基づき効力を生ずる。
- (c) 1 に規定する事務局長による通報の日の後に WHO の加盟国となる国であって、まだこの規則の当事国ではないもの。そのような国について、この規則は次条の規定に基づき効力を生ずる。
- (d) WHO の加盟国ではないがこの規則を受諾する国。当該国について、この規則は第 64 条 1 の規定に基づき効力を生ずる。

3 2 に規定する期間内に自国の立法上及び行政上の制度をこの規則又はこの規則の改正と十分に調整することができない国は、該当する場合には、1 又は 1 の二に定める適用可能

な期間内に事務局長に対し残る調整に関する申告を提出し、及びこの規則又はその改正が自国について効力を生じた後 12 箇月以内に調整を完了する。

第 60 条 WHO の新たな加盟国

前条 1 に規定する事務局長による通報の日の後に WHO の加盟国となる国であってまだこの規則の当事国でないものは、WHO の加盟国となった後事務局長により通報が行われた日から 12 箇月以内に、この規則の拒絶又はこの規則に対する留保を通告することができる。この規則は、拒絶されない限り、第 62 条及び第 63 条の規定に従うことを条件として、当該期間が経過した日に当該国について効力を生ずる。この規則は、いかなる場合にも、前条 1 に規定する通報の日の後 24 箇月よりも前に当該国について効力を生ずることはない。

第 61 条 拒絶

いずれかの国が第 59 条 1 又は 1 の二に定める適用可能な期間内にこの規則又はその改正の拒絶を事務局長に通告する場合には、この規則又は関係する改正は、当該国について効力を生じない。第 58 条に掲げる国際衛生協定又は国際衛生規則であって当該国が既に当事国となっているものは、当該国に關係する限り引き続き効力を有する。

第 62 条 留保

1 いずれの国も、この条の規定に従って、この規則又はその改正に留保を付することができる。留保は、この規則の趣旨及び目的と両立しないものであってはならない。

2 この規則又はその改正に対する留保は、第 59 条 1 及び 1 の二並びに第 60 条、次条 1 又は第 64 条 1 の規定に従って事務局長に通告する。WHO の加盟国でない国は、この規則の受諾の通告とともに留保について事務局長に通告する。留保を付する国は、事務局長に対し当該留保の理由を提出すべきである。

3 この規則の一部又はその改正の一部についての拒絶は、留保とみなす。

4 事務局長は、第 65 条 2 の規定に従い、2 の規定に従って受領した留保について通報する。事務局長は次のことを行う。この規則の改正に対する留保に異議を申し立てる当事国は、事務局長に対し当該異議の理由を提出すべきである。

(a) この規則が効力を生ずる前に留保が付された場合には、この規則を拒絶していな

い加盟国に対し、6 箇月以内に当該留保に対する異議を自己に通告するよう要請する。

- (b) この規則が効力を生じた後に留保が付された場合には、当事国に対し、6 箇月以内に当該留保に対する異議を自己に通告するよう要請する。
- (c) この規則の改正に対し留保が付された場合には、当事国に対し、3 箇月以内に当該留保に対する異議を自己に通告するよう要請する。

5 事務局長は、この期間の後、留保に関し自己が受領した異議を全ての当事国に通報する。この規則に対する留保の場合において、4 に定める通報の日から 6 箇月の期間の満了までに 4 に規定する国の 3 分の 1 が留保に対する異議を申し立てない限り、当該留保は受け入れられたものとみなし、この規則は、当該留保を条件として当該留保を付した国について効力を生ずる。この規則の改正に対する留保の場合において、4 に定める通報の日から 3 箇月の期間の満了までに 4 に規定する国の 3 分の 1 が留保に対する異議を申し立てない限り、当該留保は受け入れられたものとみなし、この規則の改正は、当該留保を条件として当該留保を付した国について効力を生ずる。

6 この規則に対する留保の場合には 4 に定める通報の日から 6 箇月の期間の満了までに、又はこの規則の改正に対する留保の場合には 4 に定める通報の日から 3 箇月の期間の満了までに 4 に規定する国の少なくとも 3 分の 1 が留保に対する異議を申し立てたときは、事務局長は、当該留保を付した国に対し、事務局長による通報の日から 3 箇月以内に当該留保の撤回を検討するよう通報する。

7 留保を付した国は、当該留保の対象である事項に対応する義務であつて、第 58 条に掲げる国際衛生協定又は国際衛生規則に基づき受け入れたものを引き続き履行する。

8 留保を付した国が 6 に規定する事務局長による通報の日から 3 箇月以内に留保を撤回しない場合において、事務局長は、当該留保を付した国からの要請があるときは、検討委員会の見解を求める。検討委員会は、この規則の運用に対する当該留保の実際の影響について、できる限り速やかに、かつ、第 50 条の規定に従い事務局長に助言する。

9 事務局長は、留保及び該当する場合には検討委員会の見解をその検討のため保健総会に提出する。保健総会は、留保がこの規則の趣旨及び目的と両立しないことを理由として当該留保に対する異議を過半数による議決で決定する場合には、当該留保は受け入れられず、また、この規則又はその改正は、当該留保を付した国が次条の規定に基づき当該留保を撤回した後においてのみ、当該留保を付した国について効力を生ずる。保健総会が当該留保を受け入れた場合には、この規則又はその改正は、当該留保を条件として当該留保を

付した国について効力を生ずる。

第 63 条 拒絶及び留保の撤回

1 いずれの国も、事務局長への通告により、いつでも第 61 条の規定に基づき行われた拒絶を撤回することができる。この場合には、この規則又は該当する場合にはその改正は、事務局長が当該通告を受領した時にその国について効力を生ずる。ただし、当該国が拒絶を撤回する時に留保を付する場合には、この規則又は該当する場合にはその改正は、前条の規定に従って当該国について効力を生ずる。この規則は、いかなる場合にも第 59 条 1 に規定する通報の日の後 24 箇月より前に当該国について効力を生ずることはなく、また、この規則の改正は、いかなる場合にも同条 1 の二に規定する通報の日の後 12 箇月より前に当該国について効力を生ずることはない。

2 関係する当事国は、事務局長への通告によりいつでも留保の全部又は一部を撤回することができる。この場合には、その撤回は、事務局長が当該通告を受領した日から効力を生ずる。

第 64 条 WHO の加盟国でない国

1 WHO の加盟国でない国であって、第 58 条に掲げる国際衛生協定又は国際衛生規則の当事国であるもの又は世界保健総会によるこの規則の採択を事務局長が通報したものは、事務局長に対しこの規則の受諾を通告することによりこの規則の当事国となることができる。その受諾は、第 62 条の規定に従うことを条件として、この規則が効力を生ずる日又は当該受諾がこの規則が効力を生ずる日の後に通告された場合には、事務局長がその受諾の通告を受領した日の後 3 箇月で効力を生ずる。

2 WHO の加盟国でない国であってこの規則の当事国となったものは、事務局長宛ての通告により、いつでもこの規則への参加を撤回することができるものとし、その撤回は、事務局長が当該通告を受領した後 6 箇月で効力を生ずる。撤回した国は、その効力発生の日から第 58 条に掲げる国際衛生協定又は国際衛生規則のうち当該撤回した国が以前に当事国であったものの規定の適用を再開する。

第 65 条 事務局長による通報

1 事務局長は、WHO の全ての加盟国及び準加盟国並びに第 58 条に掲げる国際衛生協定又は国際衛生規則の他の当事国に対し、世界保健総会によるこの規則の採択を通報する。

2 事務局長は、また、これらの国及びこの規則又はその改正の当事国となった他の国に対し、WHO が第 60 条から前条までの規定に基づき受領した通告及び保健総会が第 62 条の規定に基づき行った決定を通報する。

第 66 条 正文

1 この規則は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。この規則の原本は、WHO に寄託する。

2 事務局長は、全ての加盟国及び準加盟国並びに第 58 条に掲げる国際衛生協定又は国際衛生規則の他の当事国に対し、第 59 条 1 に規定する通報とともに、この規則の認証謄本を送付する。

3 事務局長は、この規則の効力発生の日、国際連合憲章第 102 条による登録のため、この規則の認証謄本を国際連合の事務総長に送付する。